

「開発許可制度等に関する審査基準集の解説」新旧対照表

改正後の審査基準の解説(案)	従来の審査基準の解説		
<p style="text-align: center;">削除</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">市街化調整区域でおおむね五〇以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定する土地の区域内における予定建築物の勾配屋根</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> 法 3 4 条 1 1 号 法 3 4 条 1 4 号 (提案基準 3 5) </td> </tr> </table> <p>◎ 立地基準編第 2 章第 9 節 [審査基準 2] (P33 ~ P40) 第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 3 5 (P113)</p> <p>◎ 本編項目「市街化調整区域内でおおむね五〇以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定する土地の区域内において行う開発行為」(P32) 提案基準 3 5 「特定区域内における小規模敷地の開発行為等」(P87・P88)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">「原則として、勾配屋根であること」については、次のとおり取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「勾配屋根」とは、屋根勾配が 1 0 分の 1 以上であって、景観上支障ないと認められるものをいう。(※ 1) 2 次のいずれかに該当する場合は、予定建築物の屋根の形状は特に問わないこととする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 予定建築物が小規模である場合(平屋建てで、建築面積 5 0 平方メートル以下のもの) (2) 同一敷地内に複数棟の建築物が存する場合、主たる建築物棟以外の建築物棟である場合。 (3) 申請地が幹線道路(※ 2)沿道に位置する場合 (4) その他、建築物の用途、周辺の状況等を勘案してやむを得ないと認められる場合 <p>(注) ※ 1 陸屋根面等の箇所が部分的であって、かつ、景観上支障ないと認められるものもこれに該当する。 ※ 2 幹線道路とは、法第 3 4 条第 9 号の対象路線をいう。</p>	市街化調整区域でおおむね五〇以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定する土地の区域内における予定建築物の勾配屋根	法 3 4 条 1 1 号 法 3 4 条 1 4 号 (提案基準 3 5)
市街化調整区域でおおむね五〇以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定する土地の区域内における予定建築物の勾配屋根	法 3 4 条 1 1 号 法 3 4 条 1 4 号 (提案基準 3 5)		